

「多様な」ドイツと「寛容」を拒絶する若者たち

畔 上 泰 治

I. 序

尖閣諸島や竹島の問題などをめぐり、中国や韓国に対する日本人の印象が以前に比べて悪化している。このような中で、例えば在日韓国人・朝鮮人が多く住む地域において大規模なデモとともに行われた憎悪や嫌悪感情をむき出しにした「ヘイトスピーチ」が大きな社会問題となった。¹ 在日韓国人や朝鮮人を「敵」と位置づけて排斥を唱えるシュプレヒコールやプラカードを掲げて行うこうしたデモの規制に関しては、国会やマスコミなどにおいても議論がなされてきたが、そこからは、人権保護と表現・言論の自由の位置づけに関する日本と諸外国との意識の違いが見えてきた。

1960年初頭にドイツをはじめヨーロッパ各地で問題となったネオナチなどの活動の活発化²を背景に、国連は「人種差別撤廃条約」を採択し（1965年）、ヘイトスピーチを犯罪として位置づけた。日本もようやく1995年にこの条約に加盟したが、憲法で保障された表現・言論の自由に対する制限への危惧から、ヘイトスピーチに対する規制を盛り込んだ条文に対しては留保している。³

一方、日本などのこうした姿勢とは異なり、特定の民族や、文化を異にする人々を排除し、あるいは人間としての尊厳を否定しようとする言動に対しては、多くの国々が処罰規定を設けている。⁴ ナチ政権下で人種主義を前面に掲げた政策を推進したドイツにおいては、戦後一とりわけ西ドイツでは、早くからこの問題に厳しい姿勢で臨んできた。ドイツでは「基本法」において、日本と同様に言論・表現の自由を保障しているが、人間としての尊厳の確保や青少年保護等の観点からこれまでにとられたその規制をみると、日本と比較して、規制の適用範囲が広いことが分かる。⁵ 人種主義を唱え、あるいは社会的少数者への攻撃をも含む言動に対しては、戦後ドイツは一貫して厳しく対処してきた。しかしながら、こうした政府の姿勢とは裏腹に、ネオナチなどに代表される青少年を中心とした、排外的な思想の鼓舞や実際の暴力行為は根絶されないまま社会の根底に残り、それは戦後の経済や社会状況と連動しながら大きな波のように周期的に現れている。

その一つの具体的な形として、近年では州議会や連邦議会などの選挙が迫った時期に登場するのが、一般に Schulhof-CD と呼ばれている、多分に排外的で人種差別的な内容の歌詞を含んだ音楽で構成され、無料で青少年に配布しようと準備され

た CD に関する問題である。ドイツでは、2013 年 9 月に連邦議会議員選挙が行われた。今回の選挙においては、右翼政党「ドイツ国家民主党」(NPD) も議席獲得に向けさまざまな活動を行っている。とりわけインターネットやコンサートなど、若者が多く参加するイベントやメディア媒体は選挙活動にとっての絶好の手段であり、Schulhof-CD もその一つとして計画された。そこには歌という手段を用いて、現代ドイツ社会に対する急進的な右派政党と共鳴する若者の不満や怒りが吐き出されている。この CD の分析からは、戦後多くの外国人を受け入れ、多文化共生社会を構築しようとしてきたドイツ社会がいま抱えている諸問題が浮かび上がってくる。

II. Schulhof-CD 2013

Schulhof-CD (Schulhof: school yard) とは、2004 年にドイツの戦闘的な極右勢力 Freie Kameradschaften (独立同志団) が、若者に焦点に絞り、極右の世界へと彼らを誘い込む目的で、学校の近辺や若者たちの集会において無料 CD5 万枚 (19 曲収録) を配布しようとした活動手法を、右翼政党 NPD が同年の選挙活動のために取り入れたことにその名前が由来する。上述の通り、そこに収録された歌の歌詞は人種主義的、排外的なものを多く含み、青少年保護法などに抵触するものもあり、制作された多くの CD が「ドイツ連邦共和国青少年有害メディア審査機関」(BPjM) から有害と判断され、販売や配布が制限された。その結果、それらの音楽が CD というメディア媒体で一般に出回ることにはほとんどなかったが、そのコンテンツ自体はインターネット上に配信され、その多くが今なおアクセス可能となっている。

Schulhof-CD は右派・極右と自認する、あるいはその言動からそこに位置付けられる複数の歌手やバンドの歌を集めて制作されたものである。人種主義、暴力をも肯定する歌詞などがテンポの速い曲に合わせて歌われるものが多い。しかしながらこの CD に収録された曲の中には、ドイツの自然の豊かさや勤勉さを讃えた歌詞をバラードやフォークソング調の曲で歌うものなどもあり、多彩である。

この 2013 年版 Schulhof-CD は「Die Zukunft im Blick」(視線の中の未来)⁶ と題され、冒頭にドイツの主導的な政治家の演説の抜粋が、本来の脈絡から切り離されて配置され、それを通してドイツの戦後政治の誤りと社会問題が指摘される。それに続く音楽には、現在のドイツの青少年の、とりわけ右寄りの志向をもった若者の、時代・社会認識や自己認識、未来像、同年代の若者に対する社会変革への参加呼びかけなどが、激しいリズムで、またときには静かに故郷の山河や伝統的な美徳を褒め称えながら、さまざまな表現方法で示されている。この CD に収録された歌詞の

分析は、現在のドイツ社会が抱える問題の実情と解明への糸口を与えてくれる。



2013年版CDのジャケット

このCDは政治的な宣伝を目的として、学校近辺での配布やチラシ・スタンドに並べての無料配布、あるいはインターネットにおける販売を想定して制作されていた。

Ⅲ. 現代ドイツ社会を構成する人々

このCDに込められた若者のさまざまな感情の中でもとくに注目すべきことは、戦後ドイツが重要課題として取り組んできた異文化への理解と多文化共生の基礎となる「寛容」の精神の在り方に対する彼らの不満である。その根底には、戦後の経済成長や国際情勢の変化にともなう外国人の増加、それに付随する社会構造の変化がある。第二次世界大戦後の西ドイツにおいては、経済発展を支える労働力確保を目的とした政策の結果、外国人人口が増加した。その後の東西ドイツ統一、東欧の内戦、EU発足・拡大等による影響等を経ながら、国内の外国人人口は8%前後を推移し、2011年においてその比率は9.1%に及んでいる。⁷こうした高い比率を前に、経済状況の変化にも影響されながら、ナチズム支配の苦い経験を持つドイツにとっては、外国人をはじめ言語や宗教など、文化や出身圏を異にする人々との関係を考慮に入れた社会づくりが最も重要な課題の一つとなった。Schulhof-CDに込められた青少年の不満もまたその多くがこの問題と関連している。

表1 外国人人口（2011年：上位3国と総数）

国籍		人数	ドイツで生まれた者	
			人数	%
1	トルコ	1,607,161	514,283	32.0
2	イタリア	520,159	156,644	30.1
3	ポーランド	468,481	17,475	3.7
外国人総数*		6,930,896	1,266,215	18.3

*数値は連邦移民難民庁が管理する「外国人本部台帳」(Ausländerzentralregister : AZR) による。⁸

外国人に関する統計資料をもとに現在のドイツの状況を確認しておくこと、表1が示すように、ドイツにおける外国人としてはトルコ人の数が圧倒的に多いことが分かる。その数は2位イタリア人の3倍を超えている。またこの表で注目すべきことは、外国籍の者に占めるドイツ生まれの者の数である。表1では、ドイツで暮らすトルコ人のおよそ3割がドイツで生まれた人々であることにも注目する必要がある。ドイツでは2000年に国籍法が改正され、それまでの血統主義に加えて出生地主義も取り入れられている。これらを考え合わせると、現代のドイツ社会の分析においては、「ドイツ人」と「外国人」という図式が、その内実においてこれまでとは大きく異なってきていることが分かる。それまでの概念では「ドイツ人」とは分類されなかった人々も、2000年以降には「ドイツ人」の中に含まれる可能性が拡大していることになる。ドイツではこうした状況を把握するために「移民家系の人々」(移民の背景を持つ人々: Personen mit Migrationshintergrund) という概念を設け、統計にも反映させている。2005年の「抽出国勢調査法」(Mikrozensusgesetz) において示された「移民家系の人々」のカテゴリーの中でとらえられる人々とは、外国人に加え、ドイツ国籍者の中でも、①後発引揚者 (Spätaussiedler/innen)⁹、あるいは②帰化 (Einbürgerung) によってドイツ国籍者となった者、あるいは③外国籍の移住者 (Zuwanderer) の子どもで、出生の際に追加的にドイツ国籍を得た者、④少なくとも一方の親が外国籍者であるか後発引揚者である、あるいは (少なくとも一方の親が) 帰化によりドイツ国籍を得た者、である。こうした状況を考えると、人々が日常生活において「ドイツ人」という言葉を用いるとき、その内実には個人差が含まれている可能性が大きいことに注目する必要がある。とりわけネオナチなどが用いる言語の研究においては、そこに含まれた「ドイツ人」の概念を詳しく分析する必要が出てくる。下記の表2、表3は、「ドイツ人」のこうした多様性を具体的に示してくれる。

表2 移民家系の人々 (2005～2011年)¹⁰

年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
ドイツの総人口	82,465	82,369	82,257	82,135	81,904	81,715	81,754
移民を背景に持たないドイツ人	67,133	67,225	66,846	66,569	65,856	65,970	65,792
狭義の移民系住民 (A)	15,057	15,143	15,411	15,566	15,703	15,746	15,962
(A) の中で							
自身が移民経験者 (B)	10,399	10,431	10,534	10,623	10,601	10,591	10,690
外国人	5,571	5,584	5,592	5,609	5,594	5,577	5,675
ドイツ人	4,828	4,847	4,942	5,014	5,007	5,013	5,015
自身は移民経験なし (C)	4,658	4,713	4,877	4,943	5,102	5,155	5,273
外国人	1,749	1,716	1,688	1,661	1,630	1,570	1,516
ドイツ人	2,908	2,997	3,189	3,283	3,472	3,585	3,756

*単位：千人、A=B+C (四捨五入等による誤差あり)

表3：移民家系の人々の年齢構成 (2011年)¹¹

年齢 (才)	非移民家系 (人)	移民家系 (人)	総数 (人)	当該年齢における移民家系人口比 (%)
-5	2,140	1,148	3,288	34.9
5-10	2,323	1,130	3,453	32.7
10-15	2,712	1,134	3,846	29.5
15-20	3,022	1,125	4,147	27.1
20-25	3,859	1,112	4,972	22.4
25-35	7,372	2,473	9,845	25.1
35-45	8,889	2,550	11,439	22.3
45-55	11,062	2,166	13,227	16.4
55-65	8,801	1,614	10,416	15.5
65-	15,611	1,511	17,121	8.8
全体	65,792	15,962	81,754	19.5%

*単位：千人

表2は、2011年ではドイツの総人口約8,180万人のうち、約1,600万人が狭い意味での移民を背景に持つ人々であることを示している。その中で約880万人がドイツ人であり、720万人が外国人である。総人口に対する移民を背景に持つドイツ人の比率は10.7%であり、移民を背景に持つ外国人は8.8%である。従って、移民を背景に持つ人々の割合は、総人口の19.5%になる。換言すれば、ドイツではおよそ五人に一人が移民を背景に持つ人々であることが確認できる。また、表3は年齢層別の内訳を示している。そこからは年齢が低い世代ほど当該年齢における移民家系の比率が高いことが分かる。この事実は、ドイツの初等・中等学校における移民家系の子ども比率が高いことを意味し、それが教育現場に深刻な影を投げかけている。

戦後ドイツでは、50年代の経済成長期以降におけるトルコ人の増加だけでなく、90年代から顕著になった、東ヨーロッパなどから祖国ドイツへ帰還する者、さらには旧東・西ドイツ間の格差など、社会には民族的ならびに文化的に様々な背景を持つ人々が暮らしている。しかもまた、問題はその数だけではなく、こうして後からドイツにやってきた人々、あるいはその家族が伝統的なドイツ社会や文化と深く関わることなく「平行社会」を構成しているという状況もある。このような複雑な社会状況を反映し、Schulhof-CDを通して青少年が主張したのは、単に「外国人」の排斥だけではなく、ドイツ社会の多様な「ドイツ人」に対する不満と、それに対する過激な解決方法である。現代ドイツにおける国民意識の分析には、「外国人」対「ドイツ人」という対立軸に加え、旧東・西ドイツ人の意識の差や、何世代にもわたりドイツを離れて暮らし、再びドイツに戻った「帰還ドイツ人」、親が外国人であるが、本人はドイツで生まれたことによりドイツ国籍者となった人々など、広い意味での「ドイツ人」の意識を丁寧に分析する必要がある。¹²

IV. 片務的「寛容」への不満と多文化共生社会に対する拒絶姿勢

ヒトラー政権下での人種主義への反省から、戦後ドイツは、狭隘な民族主義を排して、諸民族との共存・共生の実現を目指した社会づくりに取り組んできた。その際のキーワードとなったのが「寛容」であった。ひとり一人の違いを前提として、その上で他者を理解し、共存していこうとする姿勢の中に、戦後ドイツは進路を見出そうとしてきた。しかしながらネオナチなど右翼青年は、それぞれの違いの克服を、相手を排除してその存在をなくし、自らが中心に立つことによって達成しようとしてきた。これまで政府は「ドイツ人」に向けて、国内に暮らす外国人の文化や活動に対する「寛容」を説き続けてきた。メルケル首相は「寛容」の本質が他の人

間に対してオープンであること、他の人の立場になって考えてみることにあると認識し、それを通してすべての人々が、誰もが差別されてはならないことを理解すると説く。前大統領ヴルフは、イスラム教もまたドイツの一部となったとの認識を示し、変容したドイツ社会の実情を前にさまざまな文化の共生を「寛容」の精神により実現しようと訴えている。このように、寛容とは元来は各自それぞれが、お互いの存在を相互に認めることが大前提であるはずではあるが、この言葉はドイツにおける「主導的な文化」を担う「ドイツ人」に向けられて要求されることが圧倒的に多い。こうした、「寛容」という言葉が発せられる際の一方的な使われ方に対しては、右翼活動家だけではなく、保守政治家も疑問を呈してきた。キリスト教的ヨーロッパ文化をドイツの「標準文化」と考え、その維持を望むシュトイバーもまた、まず「彼ら」(外国人)が我々ドイツ人の信仰に対して寛容を示すよう苦言を呈する。バイエルン州首相や中央政界の要職にあったシュトイバーにとっては、ドイツにやってきた外国人がそこで故郷と同じような暮らしを望むのであれば、そもそも彼らは故郷に留まって居るべきであるとの基本認識の下にこうした発言を行っているのである。Schulhof-CD 2013はこうした政治家たちの演説をコラージュ風に仕立て上げ、最後に、多文化共生社会を構築しようとしたドイツの試みは「完全に失敗した」というメルケル首相の言葉でIntroを締めくくっている。¹³

Schulhof-CD 2013には、このIntroに続き、現代社会に対する若者の、とりわけ右翼的志向に共感を持った若者の認識と怒り、未来像などを歌った音楽が収録されている。一例を挙げれば、Rotte Charlotteが歌う「ドイツは燃え尽きた」がある。そこには「外国人」や多様な「ドイツ人」に対する彼らの認識が鮮明に表現されている。「奴ら(外国人)は多すぎる。奴らは俺たちを必要とはしていない」¹⁴に示されている通り、外国人のせいで、「ドイツ人」がドイツにおいて主役の座を奪われていることに対する不満が訴えられる。しかもそれは、たんに数だけの問題ではなく、ドイツ社会内に形成されつつある「平行社会」のために自分たちが必要とされていないことに起因する不安でもある。彼らは、「ドイツ、おドイツ 祖国よ／お前は実に色華やかで寛容だ／ここでは非常事態だ／国が計算づくしで奨励しているのさ／新しい国民感情(Nationalgefühl)を」と歌う。2006年から2010年までドイツ・ユダヤ人中央評議会の議長など多くのユダヤ人組織の要職に就いたCharlotte Knoblochをあてこすって名前が付けられたパンクバンドRotte Charlotteはまた、この曲の中でサッカー場の光景を指摘し、そこに現在の「ドイツ人」の多様さを見出し、それが排すべき状況であることを歌う。即ち、サッカー場ではトルコ系3世のメスト・エジル(Özil)が「ドイツ」代表選手として活躍し、人々は腕を組み、ドイツの国旗を振りながら彼を応援している。この歌は、ドイツのナショナルチームといえどもこのような状況にある現実を認識させ、昔の「ドイツ」はす

で燃え尽き、その雄姿を消していると嘆く。「色華やか」(bunt) という言葉の裏にある、混在性、統一性の欠如は、とりもなおさず主要な中心の希薄化を意味する。共生社会構築に向けた国家施策とそれに基づくアイデンティティ形成は、彼らにとっては対決すべき大きな問題である。そこでこの歌は続いて、「俺たちは教皇だ。俺たちがドイツだ」と自らがこの国の最高の地位にあり、規範価値の形成を担う存在であることを宣言する。「俺たちがドイツだ。昔ながらの気質を持った／そしてお前たちはドイツ連邦共和国だ」と、かつての良き「ドイツ」と、多文化共生原則に立ち、黒－赤－金の旗の下にある戦後の「ドイツ連邦共和国」(BRD) とを区別してみせる。戦後の「ドイツ連邦共和国」はもはやかつての輝かしい「ドイツ」ではない。世界各国からやってきた選手の活躍で熱狂するサッカー場こそ惨めな「ドイツ連邦共和国」の姿を映し出していると彼らの目には映るのである。観客は「BRD」を、すなわち「ドイツ連邦共和国」を応援し、勝てば喜び祝っている。しかし、「彼らはドイツ国歌の歌詞の最初さえ知らない」連中である、とこの曲は歌う。そこには、異なる文化背景を持つ人々が構成する社会を、純粋性を失って墮落した、混乱した社会であると認識し、それに対する嫌悪感が表現されている。まさにこの認識こそヒトラー政権下で実行されたユダヤ人やシンティ・ロマの排斥を正当化した論理である。

本稿は Schulhof-CD 2013 の予備的考察で、その内容に関する詳しい考察は稿を改めて扱うことにするが¹⁵、そこからは、現代ドイツ社会における右翼的志向を持った青年たちの心の葛藤と歪んだ自己実現への夢のプロセスが明らかになる。「共生」実現に向けた過程の中で生じたドイツのこうした問題は、グローバル化が進展し、また人口が減少する中で、今後日本の未来を考えていく際に避けては通れないであろう「移民社会」という問題の考察に大いに参考となる事例である。

¹ 2013年5月9日の参議院法務委員会において谷垣法務大臣は、「ヘイトスピーチ」を、「人種、国籍、ジェンダーなど特定の属性の集団をおとしめたり、その集団への差別や暴力をおおったりする言動をさす」と述べ、それが憂慮に堪えない行為であり、品格ある国家、成熟した社会をつくる方向に真っ向から反すると述べている。また参議院予算委員会において安倍総理大臣も、他国を、他国の人々を誹謗中傷することで、我々が優れているという認識を持つことはまったく間違っているとの認識を示している。(朝日新聞「ニュースがわからん」、2013年5月21日参照)

² 例えば、ドイツではユダヤ人墓地において墓石が倒され、落書きがされるなど、「ネオナチ」を中心としたの青少年の犯罪が多発した。

- 3 米国やスイスなども留保している。「人種差別撤廃条約」第4条は、締約国に対して、人種あるいは出身集団、皮膚の色などをもとに優越思想や差別の正当化を宣伝したり、差別の助長を企てようとする団体を非難し、そのような煽動や行為の根絶のために積極的な措置をとることを求めている。具体的には、人種差別的な思想・行動に対する資金援助、宣伝活動を違法であるとして禁止し、そのような団体や組織的活動への参加が法律で処罰されるべき犯罪であることを認めるよう求めている。(法務省「人種差別撤廃条約 Q&A」参照) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html#1
- 4 例えば、オランダでは外国人排斥を叫んだ男性に対して80時間の社会奉仕が命じられ、ウクライナにおいては人種主義を唱える冊子を配布していた団体に対して解散命令が下されている。(朝日新聞、前掲記事参照)
- 5 ヘイトスピーチに関する裁判の中で、2013年10月7日に京都地裁は、表現の自由を主張した「在特会」側に対して、「著しく侮辱的、差別的で人種差別に該当」と判断し、賠償金の支払いと学校付近での新たな宣伝活動を差し止める判決を下した。
- 6 „Schulhof-CD Die Jugend für Deutschland Die Zukunft im Blick“ (Hrsg. von der Jugendorganisation der NPD, Junge Nationaldemokraten, JN Deutschland)
- 7 直近の国勢調査結果に年ごとの変動を加えた最新人口統計 (Bevölkerungsfortschreibung) による。Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Integrationsreport, Tabelle 1.6 Ausländer und Gesamtbevölkerung in Deutschland von 1991 bis 2011 参照。(<http://www.bamf.de/DE/Infothek/Statistiken/statistiken-node.html>)
- 8 この統計には、通常3か月を超える滞在の外国人の数値が記録されている。(同上、Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Integrationsreport, Tabelle 1.7 参照)
- 9 かつてオーダー・ナイセ線以東のドイツ領においてドイツ国籍を有していた者で、1993年1月以降にドイツ連邦共和国に引揚げてきた者。
- 10 同上、Tabelle 1.1: Bevölkerung Deutschlands nach detailliertem Migrationsstatus, Mikrozensus 2005 bis 2011 より。
- 11 同上、Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Integrationsreport, Tabelle 1.3 より。
- 12 佐藤裕子「移民からドイツ人へドイツ帰化テスト導入をめぐる一」(浜本隆志・平井昌也編著『ドイツのマイノリティ 人種・民族、社会的差別の実態』明石書店、2010年)、とくに111-115頁参照。
- 13 Schulhof-CD 2013のIntroを参照。
- 14 トラック7 Rotte Charlotte「ドイツは燃え尽きた」を参照。
- 15 沖縄外国文学会編 *Southern Review* No.28, 2014に発表予定。